

「がけ等アドバイザー派遣事業」の開始について

がけ等の所有者に対する相談体制を強化するため、専門家による現地訪問・相談、具体的な工法提案を行うアドバイザー制度を開始する。

1 制度概要

別紙パンフレット「がけ等アドバイザー派遣制度のご案内」参照

(1) 対象者

がけ等を所有する個人または法人

(2) 派遣対象となるがけ等

高さ2mを超えるがけ等で、次の①または②に該当し、整備の必要があると認められたがけ等

① 建築基準法第42条に基づく道路に面するがけ等

② がけ等の下端からの水平距離がその高さの2倍以内の範囲に、現に住宅が存在するなど、崩壊により住宅に被害が及ぶ恐れがあるがけ等

(3) 派遣の内容

【ステップ①：簡易アドバイス】

現地訪問をしてがけ・擁壁の状態を確認し、工事の概略案の作成まで行う。

【ステップ②：詳細アドバイス】

簡易アドバイスを受けた方に対し、より具体的な計画の作成や、工法・工事費の提示を行う。

2 制度周知等

本事業は、委員会終了後、区ホームページ等で周知していく。

区内のがけ等の所有者に対し、がけ等整備工事助成とあわせてご紹介し、がけ等の改善の働きかけを行う。

がけ崩れによる災害を未然に防ぐために、アドバイザー制度をご活用ください。

がけ等アドバイザー 派遣事業のご案内



本事業は、地震、台風、集中豪雨等により災害が発生する恐れのあるがけ等のがけ崩れ発生を未然に防ぐため、がけ等の整備工事に精通した専門家を派遣する制度です。

がけ等整備工事助成制度に加え、**令和4年度**から新たに開始しました。ご自宅のがけ等の改修方法に関する具体的な提案を行います。

どんな工事を
すればいいの？



令和4年4月 大田区

地震や大雨が
きても大丈夫？



費用はいくら
かかるんだろう？



1 派遣対象者

- ・がけ等（がけ及び擁壁）を所有する個人または法人
- ・区分所有建築物が存在する敷地の場合は区分所有者の中から選ばれた代表者
- ・共同で所有する場合は共有者の中から選ばれた代表者

ただし、下記のいずれかに該当する場合はアドバイザー派遣を受けることが出来ません。

- ・ 不動産業を営んでいる場合（会社の場合に限る）
- ・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
- ・ 会社のうち中小企業基本法に規定する中小企業に該当しない法人（会社に該当しない法人はそれに準ずる）
- ・ 対象となるがけ等を売買を目的として所有する場合
- ・ その他区長が不適当と認める場合

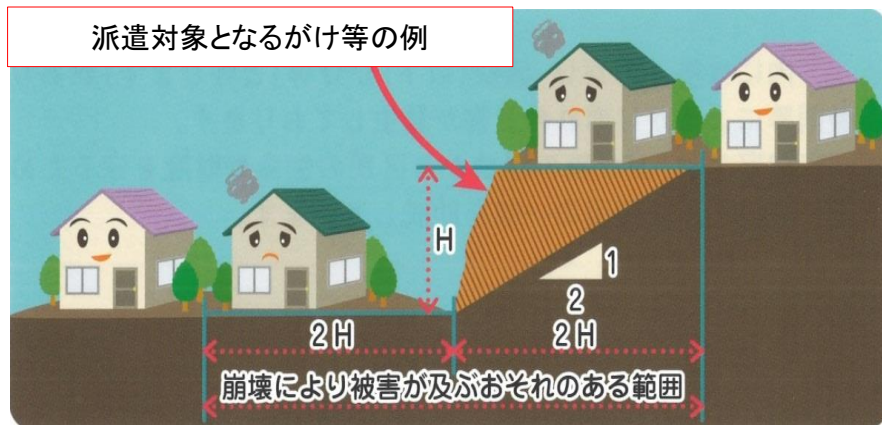
2 派遣対象となる既存のがけ等

高さ 2 m を超えるがけ等で次の①または②に該当し、整備の必要があると認められたがけ等

①建築基準法第42条に基づく道路に面するがけ等

※ただし、住宅が存在しない敷地にあるがけ等については②にも該当する必要があります

②がけ等の下端からの水平距離がその高さの 2 倍以内の範囲に、現に住宅が存在するなど、崩壊により住宅に被害が及ぶ恐れがあるがけ等



整備の必要があると認められるがけ等とは？

- ・ がけの法面が露出したままの自然がけ
- ・ 空積み擁壁（大谷石、コンクリートブロック等、軽量で強度が小さい材料を用い、裏込めにコンクリートを充填していないもの）
- ・ 既存の擁壁の上に盛土を行い継ぎ足した擁壁
- ・ 鉄筋コンクリート造又は間知石等練積み造で、劣化、変形が著しい擁壁
- ・ その他崩壊の危険性が大きいと認められるがけ等
- ・ 現に崩壊しているがけ等

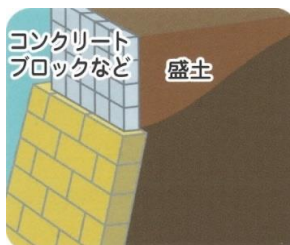
自然がけ



大谷石積等



継ぎ足し擁壁



がけ等の所有者等は、がけや擁壁を良好な状況に維持管理するよう努めなければなりません。

（『大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱』）

3 派遣の内容

ステップ①：簡易アドバイス（訪問・相談）

- ・現地ヒアリング
- ・アドバイス
- ・補修・整備・改修工事
概略案の作成
- ・報告案の作成



ステップ②：詳細アドバイス（工法提案）

- ・提案①：整備工事基本計画
- ・提案②：改修工事基本計画
- ・工法、概算工事費の提示
- ・考察、説明



・【ステップ①】簡易アドバイスでは、現地に伺って**がけ・擁壁の状態を確認し、工事の概略案の作成**まで行います。

・【ステップ②】詳細アドバイスでは、簡易アドバイスを受けた方に対し、より**具体的な計画の作成や、工法・工事費の提示**を行います。

「派遣される**がけ等アドバイザー**とは？」

構造設計一級建築士等の資格を有し、がけ等の整備工事等に精通した専門家が派遣されます。

4 派遣費用と回数

・派遣費用は**無料**です。

本事業は年度ごとの予算に限りがあります。受付状況により申請をお断りする場合がございますので、ご注意ください。

・派遣回数 { 簡易アドバイス派遣：同一箇所について**年度につき2回**まで
詳細アドバイス派遣：同一箇所について**年度につき1回**まで
(簡易アドバイス派遣を受けた者に限る)

※但し、現に崩壊しているがけ等にかかる場合は、上記の回数のほかに2回を限度とする。

5 申請に必要な書類

以下の書類を揃えて申請してください。

- 区が定める申請書一式
- 共有者全員の同意書（共有物件に係る申請の場合に限る）
- 当該土地の登記事項証明書（6か月以内に発行されたもの）
- 区分所有者間で合意された代表者であることがわかる書類（区分所有にかかる場合）
（理事会、総会等議事録など）
- 法人である旨の登記事項証明書（申請者が法人の場合）（6か月以内に発行されたもの）
- その他区長が必要と認めるもの

6 申請スケジュール

ステップ①：簡易アドバイス (訪問・相談)

- ・申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。
- ・申請から報告書のお渡しまでが同一年度内に完了する必要があります。
- ・派遣終了後、**改善に向けた工事検討状況の報告**が必要です。

事前相談（申請対象となるか確認）

申請に必要な書類の提出

派遣対象決定通知
(アドバイザーの選任)

派遣実施（現地調査、ヒアリング等）

工事検討状況の報告

ステップ①の完了後、希望によりステップ②に進むことができます。

派遣ごとに別途申請が必要となります。

ステップ②：詳細アドバイス (工法提案)

- ・申請書の提出から決定通知まで約1～2週間程度お時間がかかります。
- ・申請から報告書のお渡しまでが同一年度内に完了する必要があります。
- ・派遣終了後、**工事実施に向けた課題の報告**が必要です。

事前相談（ステップ1を踏まえた派遣内容の確認）

申請に必要な書類の提出

派遣対象決定通知
(アドバイザーの選任)

派遣実施
(ヒアリング等)

整備または改修工事の実施
※工事を実施できない場合は課題の報告

派遣申請を行う場合は、防災まちづくり課耐震改修担当に事前相談が必要です。派遣申請には諸条件がありますので、お問い合わせください。

問い合わせ先 大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当
区役所本庁舎 7階 27番窓口 (電話) 03-5744-1349 (直通)

- 区役所本庁舎 【住所】大田区 蒲田 五丁目 13番 14号
JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線「蒲田駅」東口より徒歩約1分
京浜急行線「京急蒲田駅」西口より徒歩約10分

